

生殖補助医療部会「検討課題1」に対する個人的見解(H13.8.30) 帝塚山大学 才村眞理  
(児童福祉の立場から)

- ・ 子の福祉の観点から、夫婦が子育てに耐えられるという要件が必要。この場合、医師の裁量というより、専門家で作成された実施可能な夫婦の条件、チェックリストが必要ではないか。たとえば、年齢要件、健康のチェック、夫婦の精神的安定度、子どもが18歳になるまで子育てが安定して行われる見通しがあるか等々。その上での医師の裁量ということにしてはどうか。
- ・ 「法律上の夫婦に限る」については賛成ですが、年齢条件としては「加齢により妊娠できない」についてはもう少し具体的な年齢を示す必要があると思います。閉経といっても個人差があるし、児童福祉の観点からは、子育てに耐えうる年齢ということで、「50歳まで」が適当なのではないか。また、特別養子では年齢の下限を「25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。」と定めています。このため、生殖補助医療では若年の夫婦が希望している現実はあまりないのであるが、一応特別養子と同等の年齢下限を設けてはどうか。
- ・ 特別養子は生殖補助医療とは違うが、前回お話ししましたとおり、人工的に親子関係をつくるということでは同じところがあります。特別養子では、子の利益、幸福にのみ目的をおき、家庭裁判所の審判により確定し、戸籍上の記載はほぼ実子と同じ、長男、次男としての記載になっています。児童相談所の斡旋する特別養子縁組では、子の利益のため、夫婦に対して、里親登録するため詳しい調査をし、審議会にかけて意見を聴き、知事の認可としています。里親全般については、厚生省通知による里親等家庭養育運営要綱により規定されています。鈴木委員も指摘されているとおり、この特別養子と生殖補助医療との整合性について考慮する必要があると思います。
- ・ 兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供における公的管理運営機関の審査基準について――一般の提供者は匿名性を確保し、友人まで含めた兄弟等ははじめから匿名性は確保できないということは、全く違った状況であります。全ての提供者について匿名性を排除するか、またはどの提供者も匿名にするか、どちらかにすべきではないか。しかし、兄弟等の提供によるものについての例外を認めるという結論になるなら、「問題がないと公的管理運営機関が事前に認めたとき」となっているが、子育ては事前に問題がなくとも、時々には問題は発生するものであり、子育てをサポートする機関(組織)が必要だと思われます。また、子の出自を知る権利とも関係しますが、そのサポート機関(組織)は、子育て中の夫婦から相談できるだけでなく、子ども本人からも相談できるものが必要だと思われます。サポート機関(組織)の構成は、医師(小児科医、児童精神科医等)、児童福祉関係者、ソーシャルワーカー、心理職等で構成するものというイメージです。
- ・ 精子・卵子・胚の提供者と提供を受ける者との属性を合わせるかについては、あわせる必要はないと思います。平山委員の意見と同様、「初めから遺伝的なつながりがないことが子どもに知られるものとして議論していかなければ実際的でないように思います」に賛成です。